

## 匝瑳市規則第13号

### 匝瑳市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、自転車に乗車する者のヘルメットの着用を促進し、交通事故による被害の軽減及び交通安全意識の向上を図るため、予算の範囲内において、匝瑳市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ヘルメット 自転車に乗車する際に着用して頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかのマーク等が付された新品のものをいう。

ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク

イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク

ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク

エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク

オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSマーク

カ アからオまでに掲げる認証に類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの

(2) 使用者 ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。ただし、ヘルメットの購入日から補助金の交付を申請する日までの期間において匝瑳市の区域内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。

- (3) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で未成年者を現に監護するものであって、前号ただし書の要件を満たすものをいう。  
(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす使用者又はその保護者等とする。

- (1) 匝瑳市の市税及び国民健康保険税に滞納がないこと。  
(2) 補助金の交付対象となるヘルメットの購入に関し、この規則以外の補助制度による補助を受けていないこと。  
(3) 匝瑳市暴力団排除条例（平成24年匝瑳市条例第1号）第2条に規定する暴力団員若しくは暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年4月1日以後にヘルメット1個の購入に要した費用（消費税及び地方消費税を含む。）であって、購入に関して発生した送料、手数料その他付随する経費を除いた額とする。

2 ヘルメットの購入時に現金と同様に使用できるポイント若しくは金券、商品券その他これらに類するものを利用した場合又は値引きにより購入した場合にあつては、それらの相当額を補助対象経費から除くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、オークション、フリーマーケット等個人間の売買により購入したヘルメットについては、補助金の交付対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費と同額とし、2,000円を上限とする。

2 補助金の交付は、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付等の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した日が属する年度の2月末日までに、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) ヘルメットを購入した日付、金額、購入先、品名及び品番を確認でき

る領収書その他の書類の写し

(2) 購入したヘルメットが第2条第1号に掲げる認証等を受けていることが確認できる保証書や写真等の写し

(3) 前2号に規定するもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の申請書を提出しようとするときは、市長に次に掲げる書類を提示しなければならない。

(1) 本人確認ができる書面

(2) 預貯金通帳その他の補助金の振込口座が確認できる書類  
(交付の決定等)

第7条 市長は、申請書が提出された場合は、速やかに申請書の内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、及び補助金の額を確定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定及び額の確定をした場合は、その結果を自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定（却下）通知書兼確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、申請書の提出をもって補助金の額の確定に係る請求があったものとみなし、申請書に記載された振込先口座に補助金を振り込むものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの規則の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を命ずることができる。

(匝瑳市補助金等交付規則の適用除外)

第9条 補助金の交付については、匝瑳市補助金等交付規則（平成18年匝瑳市規則第66号）の規定は、適用しない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

第1号様式（第6条関係）

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

匝瑳市長 あて

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	住所	〒 匝瑳市		
	フリガナ氏名		生年月日	年 月 日
	電話			
使用者	<input type="checkbox"/> 申請者本人	使用者が未成年者（申請時に18歳未満の者）の場合は記入してください。 住所 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ 〒 _____ 匝瑳市 _____ フリガナ _____ 氏名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日 申請者との関係 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）		
購入日		年 月 日		
安全基準の認証		SG・JCF・CE（EN1078）・GS・CPSC（1203）・その他（ _____ ）		
購入金額		円（※税込。付属品、送料等を除く。）		
補助金申請額		円（※上限2,000円。購入金額が2,000円未満のときはその金額。）		
振込先	金融機関名	銀行・農協 金庫・組合	本支店名	支店 出張所
	口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他	口座番号	
	フリガナ 口座名義人	_____（※申請者本人名義の口座に限る。）		

同意書

私は、この補助金の交付事務に関し必要な範囲で、住民基本台帳の記録情報及び市税等の納付状況について、市長が確認することに同意します。

申請者氏名（自署） \_\_\_\_\_

◎添付書類

- ヘルメットを購入した日付、金額、購入先、品名・品番を確認できるもの（領収書等の写し）
- ヘルメットの安全基準の認証を確認できるもの（保証書の写し、購入したヘルメットに認証マークがあることがわかる写真等）

◎持参するもの

- 申請者の本人確認書類（自動車運転免許証、マイナンバーカードなどの資格確認書等）
- 補助金の振込先が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）

第2号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

匝瑳市長



自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定（却下）通知書兼確定通知書  
年 月 日付けで申請のあった自転車乗車用ヘルメット購入費補助金については、下記のとおり交付の決定（却下）をしたので、匝瑳市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付規則第7条第2項の規定により通知します。

記

1 次のとおり、補助金の交付を決定します。

交付決定額 金 円

なお、上記交付決定額と同額を補助金の額として確定しますので、匝瑳市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付規則第7条第2項の規定により通知します。

2 次のとおり、補助金の申請を却下します。

却下の理由